

介護と介護事業を守り、よくする！  
「学び」「共感」「モチベーション」をもたらす研修シリーズ

## 天晴れ介護サービス式法定研修 身体拘束の防止（前編）

■介護と介護事業を守り、よくするために

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社  
代表取締役 榊原 宏昌

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

1

## 本日の内容

- 令和6年度介護報酬改定では、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、ショートステイ等に適正化の措置が義務付けられ、未実施の場合には減算されることとなりました。訪問系・通所系サービスにおいては、運営基準に身体的拘束適正化についての内容が、新たに規定されることになりました
- 介護現場においては、これらをどのように受け止め、何を考え、実施していかないといけないのでしょうか
- 常に介護事故と隣り合わせの現場実践の中で、身体的拘束をどう防いでいくか。現場で働く介護職員の皆さんに知っておいてもらいたいこと、身につけて頂きたいことを、身体的拘束の基礎知識から具体的な実践事例まで、お伝えします。皆さんと一緒に考える機会になればと思います

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

2

# 講師プロフィール

- ◎昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員
- ◎京都大学経済学部卒業後、平成12年、特別養護老人ホームに介護職として勤務
- ◎社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の実務に携わる
- ◎15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的に独立
- ◎著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間400回を超える
- ◎ブログ、facebook、毎朝5:55のライブ配信など毎日更新中
- ◎YouTubeや動画ライブラリーでは500本以上の動画を配信
- ◎介護と介護事業を守り、よくする！「事業経営&教育インフラ」リーダーズ・プログラム（年会費制）主催
- ◎4児の父、趣味はクラシック音楽
- ◎天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索



- 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師
- 全国有料老人ホーム協会 研修委員 ■稲沢市 地域包括支援センター運営協議会委員
- 7つの習慣アカデミー協会 認定ファシリテーター
- 出版実績：中央法規出版、日総研出版、ナツメ社、その他10冊以上
- 平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

3

# 介護現場をよくする研究・活動



- facebook、ブログ等を毎日更新、情報発信
- 天晴れ介護サービス総合教育研究所YouTubeチャンネル 週1～2回動画配信
- メルマガ（日刊：介護の名言、週刊：介護現場をよくする研究&活動通信）
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）よりどうぞ

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

4

# 介護現場をよくする研究・活動

## ■よい介護職はいても、よい介護現場はなかなかない……

- ・ 1人1人がよくなるだけでは、うまくいかない
- ・ チーム、組織、目標、計画、ルール  
リーダーシップ、コミュニケーションなどが必要
- ・ 「介護現場」をよくすることで  
利用者はもちろん、職員も幸せになれる！
- ・ 人と人とお互いに学び合い  
気持ちよく支え合える社会づくり

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

5

# 天晴れ介護サービス「ACGs」！

## APPARE CARE SERVICE GOALS 2023

天晴れ介護サービス  
介護現場をよくする21のテーマ



Colored by bridge link plus

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

6

# 著書・雑誌連載



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

おかげさまで!

amazon ランキング

10部門

1位

利用者・職員から選ばれる！  
介護サービスの  
経営の教科書  
97%が  
効果を実感！  
年間400回超の  
コンサルティングから見た  
人を大切にする経営「10」の極意  
BIA出版

利用者・職員から選ばれる！  
介護サービス  
経営の教科書  
人を大切にする経営「10」の極意

稼働

数字

個別ケア

人材確保

ルール

コミュニケーション

継続的学習

評価制度

組織・人事

PDCA

# 本日の内容

## ■ 前編

- ・ 身体拘束防止の法的根拠と基礎知識

## ■ 中編

- ・ 身体拘束防止の考え方と具体策

## ■ 後編

- ・ 介護現場の総合力で身体拘束を防止する

# 介護保険施設等運営指導マニュアルより

## ■ 2 身体拘束ゼロ作戦の推進

### (1) 趣旨

○ 介護保険法の施行に伴い、身体拘束が原則として禁止され、また、ゴールドプラン21においても、これを踏まえた質の高い介護サービスを実現することとされたが、その趣旨を徹底し、実効をあげていくためには、現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねるとともに、それを関係者が支援していくことが重要。

○ このため、身体拘束廃止を実現するための幅広い取組みを「身体拘束ゼロ作戦」としてとりまとめ、関係者の協力の下でこれを推進。

# 介護保険施設等運営指導マニュアルより

## 3 身体拘束廃止に向けた取組みに係る運営基準等の改正

### (1) 運営基準等の改正

○ 平成12年の介護保険法の施行当初より、介護保険施設等の運営基準において、入所者の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない旨を規定していたところ。身体拘束廃止に向けて更なる取組を促すため、以下のように運営基準等を改正。（平成15年4月1日より施行）

- 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の義務を、運営基準上に明記。
  - ・ その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。当該記録を2年間保存。
- 解釈通知上に、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続きについて、運営規程に記載することが望ましい旨を、新たに規定。

※令和6年度からはほぼ全てのサービスに対象を拡大

# 介護保険施設等運営指導マニュアルより

### (2) 介護保険施設等の指導監査

○ 施設等の指導監査における着眼点において、身体拘束に係る事項を明記し、都道府県の指導監査を通じ、身体拘束の廃止に努めている。

### (3) 身体拘束廃止未実施減算の新設（介護報酬上の取組み）

○ 身体拘束については、現行基準上、原則としては行ってはならず、例外的に行う場合においても理由等の記録を行うことが義務付けられているが、こうした基準を満たしていない場合に減算（5単位/日）を行う。（平成18年度～）

※平成30年度からは10単位/日

※令和6年度からは多機能系、短期入所にも拡大

# 2018年介護報酬改定

## Ⅱ－⑥ 身体的拘束等の適正化の推進

- 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

### 各種の施設系サービス、居住系サービス

- 身体拘束廃止未実施減算について、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率を見直す。

身体拘束廃止未実施減算      <現行> 5単位/日減算            <改定後> (※居住系サービスは「新設」) 10%/日減算

#### 【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

## 各種施設について

### ■地域密着型事業（グループホーム、地域密着特養、地域密着特定）

→委員会は運営推進会議と一体で実施してもよい

### ■住宅型有料、サ高住について

有料老人ホームの設置運営標準指導指針

※有料老人ホームとは、老人を入居させ、食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している施設をいう

#### 9 サービス等

(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

# 本日の内容

## ■ 前編

- ・ 身体拘束防止の法的根拠と基礎知識

## ■ 中編

- ・ 身体拘束防止の考え方と具体策

## ■ 後編

- ・ 介護現場の総合力で身体拘束を防止する

# 身体拘束とは何か

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する



## 身体拘束をする理由とは（1998）

- ・ 転倒する恐れがあるから
- ・ 事故が起こるから
- ・ ベッドから落ちるから
- ・ バルーン、胃チューブ、点滴等のライン抜去予防
- ・ 事故を起こすと、家族からクレームが来るから
- ・ 責任者として責任を追及されると困るから
- ・ 他の患者の部屋に入って、物を触ったり持ち出したりするから
- ・ おむつを外すから
- ・ 暴力行為があるから
- ・ 自傷行為があるから
- ・ 即座に業務の目的が達成できるから

など

## 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

「〇〇があるから！」  
です。

# 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

## ■身体拘束の弊害

### 1. 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力低下、褥瘡、食欲低下、心肺機能低下、抵抗力低下等、機能回復という目標と正反対の結果を招く。
- ・無理な立ち上がりによる転倒、ベッド柵の乗り越えによる転落、拘束具による窒息等の大事故

### 2. 精神的弊害

- ・不安、怒り、屈辱、諦め等精神的苦痛、認知症の進行、
- ・家族の後悔・罪悪感、職員が誇りを持つてなくなる

### 3. 社会的弊害

- ・介護保険施設に対する社会的不信、偏見、機能低下がさらなる医療を必要とし経済的負担が重くなる

※加えて、根本的な問題解決にならない！（例：ミトン手袋とかゆみ）

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

19

# 身体拘束をすることの悪循環

認知症による行動・心理症状

↓

治療・薬・ケアの増加

↓

安全確保・治療遂行という名目で身体拘束を検討する

↓

現実に身体拘束を実施する

↓

身体拘束を行うことによる弊害

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

20

## 身体拘束はなぜ行ってはいけないか？

「〇〇があるから！」  
です。

## 身体拘束について

### ■身体拘束がやむを得ないとされる3つの要件

1. 切迫性 …… 危険にさらされる可能性が高い
2. 非代替性 …… 他に介護方法がない
3. 一時性 …… 一時的なもの

個人や数人の判断ではなく、あくまで「施設・事業所」としての判断とし、本人・家族に説明、理解、同意を得る。

# 必要とされる記録について

## ☑緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

(理由、方法、時間、心身の状況、解除の予定、同意欄)

## ☑身体拘束の記録

(内容、時間帯、特記事項)

## ☑経過観察、再検討記録→解除に向けた検討

(毎月の全体会議、身体的拘束適正化検討委員会)

# 必要とされる記録について

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書	
愛礼花子 様	
1. あなたの状況が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束を行います。 2. ただし、解除することを目標に設置検討を行うことを約束いたします。	
記	
A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える看護・介護方法がない C 身体拘束その他の行動制限が一時的である	
個別の状況による拘束の必要理由	普段は自ら排便リフトでトイレに行くが、12月10日、12日、14日、16日、18日、20日、22日、24日、26日、28日、30日の夜間、排便が困難なため。
身体拘束の方法(場所、行為(部位・内容))	ベッドにおいて、股関節固定器による拘束を行う。
拘束の時間帯及び時間	取替時(平日16時～18時、18時～19時、19時～20時)
特記すべき心身の状況	排便が困難なため、自力での排便が困難なため、排便が困難なため。
拘束開始及び解除の予定	12月22日 18時から 12月23日 23時まで
上記のとおり実施いたします。 平成 23 年 12 月 22 日	
	施設名 ○ ○ ○ ○ 管理者 ○ ○ ○ ○ 印
(利用者・家族の記入欄)	
上記の件について説明を受け、確認いたしました。 平成 23 年 12 月 22 日	
	氏名 愛礼 太郎 印 (本人との関係 長男 )

# 必要とされる記録について

身体拘束の記録(抑制帯: 四点挿入—ミトン: つなぎ履: その他( ): )

	9/25(月)	9/27(火)	9/29(水)	9/30(木)	10/1(金)	10/2(土)	10/3(日)
5:00							
6:00							
7:00							
8:00							
9:00							
10:00							
11:00							
12:00							
13:00							
14:00							
15:00							
16:00							
17:00							
18:00							
19:00							
20:00							
21:00							
22:00							
23:00							
0:00							
1:00							
2:00							
3:00							
4:00							
特記事項	自らの 苦しみ を 訴 え る 事 が あ り ま す 。						

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

# 必要とされる記録について

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

愛礼 花子 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者名	記録者
9/26 19:00	9/25 23:00にベテリ挿入(固定)したところ、 挿入ベテリが抜けた。挿入ベテリを 行脚、右側の目玉の位置、挿入ベテリが 抜け、目玉の位置、挿入ベテリが抜け、 挿入ベテリが抜け、挿入ベテリが抜け、 挿入ベテリが抜け、挿入ベテリが抜け、	○○○ ○○○ ○○○	④

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

# 虐待とは何か

種類	内容	例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑相手の身体にケガをさせること</li> <li>☑ケガをする恐れのある暴力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑つねる、叩く、蹴る</li> <li>☑無理矢理食事を口に入れる</li> <li>☑縛る（身体拘束が含まれる）</li> </ul>
介護や世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑意図的であれ結果であれ</li> <li>☑衰弱させるような著しい減食</li> <li>☑長時間の放置</li> <li>☑他者の虐待行為を知っていながら放置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑水分や食事を十分に与えない</li> <li>☑入浴しておらず汚れ、異臭</li> <li>☑ゴミが放置など劣悪な環境</li> <li>☑介護サービスを使わせない</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑著しい暴言</li> <li>☑拒絶的な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑怒鳴る、ののしる</li> <li>☑失敗などを嘲笑する</li> <li>☑子ども扱いする</li> <li>☑無視する</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑合意なくわいせつな行為をすること、させること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑キス</li> <li>☑性器への接触</li> <li>☑下半身を裸にして放置</li> <li>☑排泄ケアの際にプライバシーを守らない</li> </ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑財産を不当に処分</li> <li>☑不当に財産上の利益を得ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑必要なお金を渡さない</li> <li>☑自宅などを無断で売却</li> <li>☑年金や貯金を本人の意思や利益に反して使う</li> </ul>

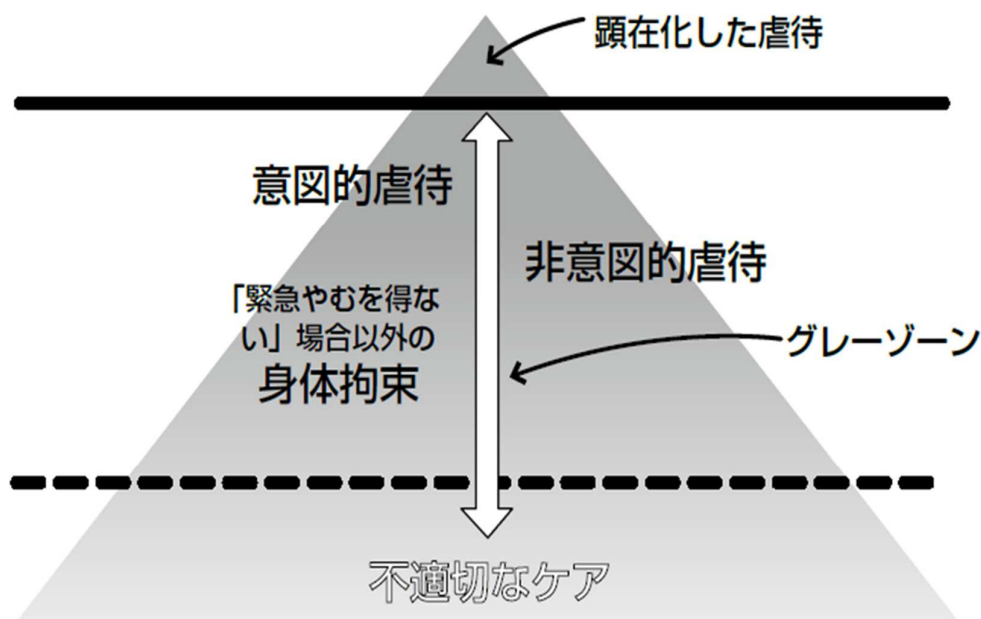
財団法人医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（平成15年度）

伊藤亜記「介護職が辞めない職場作り」（秀和システム）を参考に改編

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

27

# 身体拘束と虐待、不適切ケア



（★柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成）

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

28

# 本日の内容

## ■ 前編

- ・ 身体拘束防止の法的根拠と基礎知識

## ■ 中編

- ・ 身体拘束防止の考え方と具体策

## ■ 後編

- ・ 介護現場の総合力で身体拘束を防止する

# 継続的な学習の重要性！

## ■ 成長のために

- ・ ギャップを埋める & 強みを活かす
- ・ 時間とエネルギーをかけた分だけ成長する
- ・ よい情報を浴び続ける、そういう 環境に身を置く
- ・ 成長は螺旋階段、その時々で 受け取るものも違う
- ・ ミラーニューロン効果（思考・行動に影響、時間差で効果!）、感度が高まる
- ・ 知れば知るほど分からないことが増える、知りたいことが増える
- ・ 学びが理想をつくり、理想が学びを生む

## ■ メンテナンスのために

- ・ いつも良い状態を保てるとは限らない……。
- ・ 定期的に軌道修正させてくれる、人・環境の存在が必要

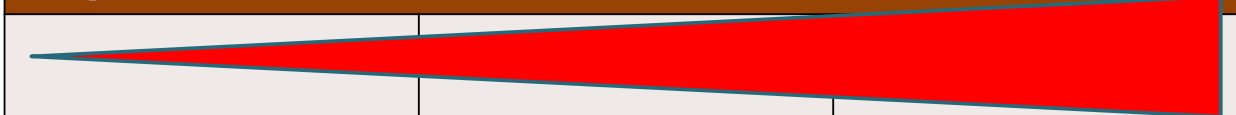
## ■ 自分自身、そしてチームワーク

- ・ シャンパンタワー：自分が満ち足りて、人を満たすことができる
- ・ 研修はチームで参加、普段は話さないことも話す、施設を越えた連携

# 継続的な学習の機会を持つために



## 影響力・インパクト



## 回数・頻度



$$\text{習慣化} = \text{インパクト} \times \text{回数}$$

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

31

# 介護現場をよくするライブラリー

ACS Appare Care Service 介護現場をよくするライブラリー



ホーム



セミナー



お気に入り



閲覧履歴

会員ログイン

キーワードで探す



経営から現場まで！介護と介護事業を守り、よくする「教育インフラ」リーダーズ・プログラム

初めての方へ



2週間体験利用 受付中!  
詳しくはこちら >

日々更新中！公式サイト・SNS



お知らせ [お知らせ一覧 >](#)

**セミナー**  
【おススメ！セミナー動画】介護現場をよくする21のテーマ！  
ACGs2023第22回「事業計画・目標達成」  
【おススメ！セミナー動画】のご案内です。介護現場をよくする21のテーマ！ACGs2023第22回「事業計画・目標達成」～事業・サービスの継続・発展のために～<https://appare-kaigo...>

セミナー案内 [セミナーをもっと見る >](#)

**4月16日 (火)**  
14:00～16:00  
管理職養成2024  
管理職 リーダー 本部 管理者

**4月17日 (水)**  
14:00～15:30  
介護事業の教育インフラ！リーダーズ・プログラム 会員限定グループコンサルティ...  
会員限定 リーダーズ・プログラム

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

32



# 研修・動画の内容 経営から現場まで500本以上！

- 経営者・経営幹部向けセミナー（20時間相当+α）
- 管理職向けセミナー（20時間相当+α）
- ケアマネジャー向けセミナー（10時間相当+α）
- 全職員向け法定研修シリーズ（10時間相当+α）
- 新人職員向けセミナー（10時間相当）
- 赤本・青本・緑本通読セミナー（20時間相当+α）
- 1日集中講座シリーズ！（30時間相当）  
（稼働率、人材確保、管理職養成、実地指導、ケアマネジメント等）
- 令和3年度介護報酬改定セミナー（10時間相当）
- リーダー、相談援助職のための説明力向上講座（5時間相当）
- 最新情報&トピックス「マンスリー・ジャーナル」（20時間相当）
- 工藤ゆみさんのコミュニケーション力向上講座（20時間相当）
- 進絵美さんの面談スキル向上講座（5時間相当）
- 吉村NSの看護セミナー（5時間相当）
- ケアマネジャー受験対策セミナー（15時間相当）

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

33

## こちら是非ご覧ください！

天晴れ介護サービス公式LINEに登録して  
「お得情報」と「特典動画」「限定セミナー」を  
手に入れる！

特典動画は「経営から現場まで！  
介護事業の持続的な成功を実現する3つの取り組み」！

天晴れ介護サービスYouTubeチャンネルに  
登録して「無料動画」で楽しく学習する！

約400本の動画+数分のショート動画もあります！  
気軽に学ぶには最適です！

facebookグループ  
介護と介護事業を守り、よくする！  
1000人の仲間たち\(^.^)/  
に参加して「毎月の介護ニュース」を見る！

毎月1回、グループ限定で「介護ニュース」を配信中！  
facebookでは毎朝5:55のライブも開催しています

天晴れ介護サービス公式メルマガに登録して  
「最新情報」と「特典動画」を手に入れる！

毎週4,000字の情報+特典動画！  
特典動画は…これから用意しますm(\_\_)m



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

34

# 天晴れ介護サービス法定研修

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

代表 榊原宏昌